

省 令

○総務省令第七十二号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十五条第一項及び第四十八条第三項の規定に基づき、電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十五日

総務大臣 野田 聖子

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつては、その区又は総合区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合とする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学を含む。）若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの</p> <p>〔三・四〕 略</p> <p>〔2〕7 略</p> <p>（試験の申請）</p> <p>第十六条 試験（指定試験機関が試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別表第七号様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものを添えるものとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書）及び別表第八号様式の経歴証明書</p> <p>明書</p> <p>〔三〕 略</p> <p>〔2・3〕 略</p>	<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの</p> <p>〔三・四〕 同上</p> <p>〔2〕7 同上</p> <p>（試験の申請）</p> <p>第十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明書及び別表第八号様式の経歴証明書</p> <p>〔三〕 同上</p> <p>〔2・3〕 同上</p>

別表第六号 (第十二条第二項関係)

受験者の経歴	区分	
	受験者の経歴	受験する試験の種類
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	電気通信システム	伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	電気通信システム	
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	力	
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	伝送交換設備及び設備管理	
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	線路設備及び設備管理	
法規		

別表第六号 (第十二条第二項関係)

受験者の経歴	区分	
	受験者の経歴	受験する試験の種類
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	電気通信システム	伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの 伝送交換主任技術者資格に係るもの
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	電気通信システム	
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	力	
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	伝送交換設備及び設備管理	
電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	線路設備及び設備管理	
法規		

備考 表中の「」の記載は注記である。

[注 略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[注 同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○総務省令第七十三号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十三条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十五日

総務大臣 野田 聖子

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令
電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後		改 正 前	
<p>（水底線路の敷設等による航行禁止の範囲）</p> <p>第五十四条 法第百四十三条の総務省令で定める範囲は次のとおりとする。</p> <p>一 水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲</p>		<p>（水底線路の敷設等による航行禁止の範囲）</p> <p>第五十四条 [同上]</p> <p>一 水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲</p>		<p>（水底線路の敷設等による航行禁止の範囲）</p> <p>第五十四条 [同上]</p> <p>一 水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲</p>	
[2] 略	[1] 略	[略]	[略]	[同上]	[同上]
<p>海域</p> <p>航行する船舶の総トン数</p> <p>一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条に規定する港の区域並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及び同法第三十六条第一項第一号に規定する航路の周辺の海域</p>		<p>海域</p> <p>航行する船舶の総トン数</p> <p>一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条に規定する港の区域並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及び同法第三十条第一項第一号に規定する航路の周辺の海域</p>		<p>海域</p> <p>航行する船舶の総トン数</p> <p>一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条に規定する港の区域並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及び同法第三十条第一項第一号に規定する航路の周辺の海域</p>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[同上]	[同上]
[2] 略	[1] 略	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

附 則

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月三十一日）から施行する。

○農林水産省令第一号

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百六十六号）の施行に伴い、漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十五日

農林水産大臣 齋藤 健
国土交通大臣 石井 啓一

漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令
（漁船特殊規程の一部改正）

第一条 漁船特殊規程（昭和九年農林省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。